

官報

号外 昭和二十六年十一月二十七日

○第十二回 衆議院會議錄第二十号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)

議事日程 第十九号

午後一時開議

第一 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

●本日の會議に付した事件

繭糸價格安定法案(内閣提出、参議院回付)

財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
社会保障制度促進に関する緊急質問(福田昌子君提出)

午後二時三十分開議

○議長(林義治君) これより會議を開きます。

繭糸價格安定法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林義治君) 参議院から、内閣提出、繭糸價格安定法案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

繭糸價格安定法案の参議院回付案を議題といたします。

繭糸價格安定法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十六年十一月二十七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治殿

(小字及び一は参議院修正)

繭糸價格安定法案の一部を次のように修正する。

(最高價格及び最低價格)

第三條 標準生糸(政令で定める種

價格を下らない額とし、その他の生糸については標準生糸の禁止價格に政令で定める額を加減して得た額とする。

(繭糸維持のための特別措置)

第十條 政府は、第二條の規定による生糸の買入によつてもなお繭糸の價格の異常な低落を防止することとができなると認めるときは、繭糸の價格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとする。

(政府保有生糸の貯蔵等)

第十一條 政府は、その保有する生糸を貯蔵し、加工し、整理のためは、時価に準拠して農林大臣が定める。

第十二條 横濱市、神戸市又は大阪市の区域内に營業所を設け、生糸の賣買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二條の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に營業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買入れた場合を除く)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一 賣買取引の種類

二 賣買取引をした生糸が製糸業法第十六條の規定に基づく検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日

三 賣買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名

四 賣買取引及び賣買價格

五 賣買取引成立の年月日

六 生糸受渡の年月日

七 届出者の氏名又は商号

八 賣買取引の相手方の氏名又は商号

九 仲立又は取次による賣買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

第十條 前項の場合における賣渡の價格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)

第十一條 横濱市、神戸市又は大阪市の区域内に營業所を設け、生糸の賣買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二條の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に營業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買入れた場合を除く)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一 賣買取引の種類

二 賣買取引をした生糸が製糸業法第十六條の規定に基づく検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日

三 賣買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名

四 賣買取引及び賣買價格

五 賣買取引成立の年月日

六 生糸受渡の年月日

七 届出者の氏名又は商号

八 賣買取引の相手方の氏名又は商号

九 仲立又は取次による賣買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

第十條 前項の場合における賣渡の價格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)

第十一條 横濱市、神戸市又は大阪市の区域内に營業所を設け、生糸の賣買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二條の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に營業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買入れた場合を除く)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一 賣買取引の種類

二 賣買取引をした生糸が製糸業法第十六條の規定に基づく検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日

三 賣買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名

四 賣買取引及び賣買價格

五 賣買取引成立の年月日

六 生糸受渡の年月日

七 届出者の氏名又は商号

八 賣買取引の相手方の氏名又は商号

九 仲立又は取次による賣買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

第十條 前項の場合における賣渡の價格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)

第十一條 横濱市、神戸市又は大阪市の区域内に營業所を設け、生糸の賣買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第二條の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に營業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買入れた場合を除く)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一 賣買取引の種類

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十六年十一月二十七日 衆議院會議錄第二十号 繭糸價格安定法案(参議院回付)

昭和二十六年十一月二十七日 衆議院會議録第二十号 財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案

げる以外の売買取引にあつては、売買価額決定の日

(農及び生糸に関する調査)

第十三條 農林大臣は、繭及び生糸の生産費、需給事情その他繭及び生糸の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは生糸の生産、売買取引又は売買取引の仲立若しくは取次を業として営んでゐる者に對し、省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2 農林大臣は、生糸の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に製糸業者の營業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、關係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(繭糸価格安定審議會の設置及び所掌事項)

第十四條 農林省に繭糸価格安定審議會(以下「審議會」といふ)を置く。

2 審議會は、農林大臣の諮問に應じ、繭及び生糸の価格の安定に關する重要事項を審議する。

3 審議會は、繭及び生糸の価格の安定に關する重要事項につき、關係行政庁に建議することができ

(審議會の組織及び運営等)

第十五條 審議會は、農林大臣及び委員二十人以上以内をもつて組織する。

2 委員は、製糸業者、製糸業者その他養蠶業に關し學識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

3 審議會に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理し、審議會を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議會の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十七條 第十條第一項の規定に基く政令の規定に違反して契約し、又は對価を支拂ひ、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に處し、又はこれらを併科する。

2 前項の政令の改正、廃止又は失効の時までは、した行為に對する同項の規定の適用については、なおその改正、廃止又は失効前の例による。

第十八條 左の各号の一に該当する者、五萬圓以下の罰金に處する。

一 第十二條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關しても前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

○議長(林義治君) 採決いたします。本案の參議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて參議院の修正に同意するに決しました。

財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案を議題となし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案を議題とい

たします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員會議事小山長規君。

財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案

財政法、會計法等の財政關係法律の一部を改正する等の法律案(財政法の一部改正)

第一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の二條を加える。

第十四條の二 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に致年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従ひ、數年度にわたつて支出することができ

る。

前項の規定により數年度にわたつて支出することができ経費は、これを継続費という。

第十四條の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができ

る。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができ経費は、これを繰越明許費という。

第十五條第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは継続費の総額」を加える。

三八四

第十六條中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第十七條及び第十八條第一項中「歳出」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十條第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)」に改める。

第二十一條中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。

第二十二條中「歳入歳出予算」の下に「、継続費、繰越明許費」を加える。

第二十三條中「その性質」の下に「に從つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し」を加え、「一部に大別し、且つ各部中においてはこれを款項」を「これを項」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 継続費は、その支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

第二十八條第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同條第九号を同條第十号とし、同條第八号の次に次の一号を加える。

九 継続費についての前前年度

政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に對し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は國庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為認証官（第一項又は前項の規定により支出負担行為の認証を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為認証官が第四

項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為認証官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為認証官という。

第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為認証官に送付し、政令の定めるところによりその認証を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができない。

第十四條第二項中「認証」を「確認又は認証」に改める。

第十六條中「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十條中「当該官吏」を「当該職員」に改める。

第二十三條中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

第二十四條 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に屬する歳出金を支出するための小切手の振出又は國庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出官の事務を代理する職員を代理支出官という。

第二十五條 削除

第二十九條中「大蔵大臣に協議して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十八條中「官吏」を「職員」に改める。

第三十九條中「官吏」を「職員」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱ふしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

第四十條中「政令の定めるところにより、」を削る。

同條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所屬の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることができる。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所屬の職員を出納員とすることができる。

第四十七條中「小切手等認証官」を削る。

第四十八條中「第十三條の二の規定による認証、」を「支出負担行為の認証又は認証」に改め、「第二十五條の規定による認証」を削る。

第四十九條中「官吏」を「職員」に改める。

（會計法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 會計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第二項及び第三項を削る。

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部改正）

第四條 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「これを款及び項目とし、収入にあつては、その性質に従つて款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項目」に改める。

第十一條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び及び」支出負担行為又は「を削り、同條第二項中「支出負担行為及び」を削り、同條第二項中「支出負担行為及び」を削る。

第十三條中「支出負担行為」を「公団の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第五條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「収入の性質及

び支出の目的に従つて款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十五條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為(以下「支出負担行為」といふ。)に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第二十二條中「支出負担行為」を「公庫の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

(各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分の特例)
第六條 政府の各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分については、各特別会計法の規定にかかわらず、歳出の目的に従つて項に区分するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。但し、継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る改正規定は、昭和二十七年年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年度分以前の予算に係る歳出予算及び支出予算の区分については、なお従前の例による。

3 改正前の財政法第二十五條の規定により翌年度に繰り越して使用することについて国会の承認を経た昭和二十六年度の歳出予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 この法律施行前、改正前の会計法第十三條の二の規定による認証を受けた支出負担行為でこの法律施行の際まだ支出負担行為を了していないものについては、改正後の同法第十三條の二の規定による認証又は改正後の同法第十三條の四の規定による認証を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基く命令の規定により歳入徴収官、支出負担行為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員になつたものとみなす。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第十六号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第十七号を次のように改める。

十七 削除
第八條第七号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第八号を次のように改める。

八 削除
7 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第十四号を削り、同條

第十五号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

8 電気通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

9 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第二号中「第十三條の二第二項」を「第十三條の三第三項」に改め、同項第三号中「第二十五條第一項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同條第三項中「支出負担行為の認証(会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証)」を「支出負担行為の認証又は認証(会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証)」に改める。

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書
【最終号の附録に掲載】

○小山長規君登壇
「小山長規君登壇」
ただいま議題となりました財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、国の行政事務の簡素化の一環といたしまして、財政会計制度の簡素化をはかるため、支出負担行為その他の会計上の制度及び手続を簡素にするとともに、会計職員及び繰越しに関する制度を整備し、あわせて継続事業の円滑な遂行に資するため、新たに継続費の制度を創設しようとするものであります。

本委員会におきましては、政府より提案理由の説明を聴取した後、慎重審議の結果、本日討論を省略の上採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

○議長(林義治君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

社会保険制度促進に関する緊急質問(福田昌子君提出)
○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、福田昌子君提出、社会保険制度促進に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○議長(林義治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

社会保険制度促進に関する緊急質問を許可いたします。福田昌子君。
【福田昌子君登壇】

○福田昌子君 私は、日本社会党第二十三控室を代表いたしまして、社会保険制度促進に関して政府にお尋ね申し上げたいのであります。

新聞の三面には、生活苦による一家心中、また病氣を苦しませての自殺、あるいは年老いて寄るべのない老人が庄世自殺をしております記事が、ひんびんとして報ぜられておるのであります。ことに東北の農村では、生活苦のために娘を売るといふような悲劇が続発いたしておるのであります。また一方医療保険の運営難に對しまして、少くとも給付金の国庫補助を必要とするといふことは、久しい間國民大衆から叫ばれておる問題であります。

が、最近では、この緊迫した事態のために、方々で保険医が保険契約を解約するという、ゆゆしい事態が起つておるのであります。こういうふうなことは、すべて社会保険制度を國民大衆が求めておるいかにも如実な姿の現われでありまして、良心ある政府でありますならば、一刻も社会保険制度の確立をゆるがせにすることはできないはずであります。少くとも文化國家、平和國家の特質というものは、國民の生活から新聞の三面記事に出るような生活苦、病氣によるところの悲劇をなくすることではなければならぬと思うのであります。

ところが、最近社会保険制度審議会から第二回目の勧告案が出されたのであります。この勧告案に對しましては、政府は、昨年出されました第一回の勧告と同様に、これをまつたく無視しようといはしておるのであります。昨年の第一回勧告案が出されましたときも十月の中旬でありまして、そのと

三八八

し、これに反しまして、無計画な物価体系のもとに、電気、水道、ガス、鉄道、郵便といったような国民生活の必需品の値上げを、当然のことであるかのように理由をつけて、おくめんなく、どん／＼いたしておるのであります。(拍手)このような国民生活の不安が、自由党の政策によつて激化いたして参りますと、自由党が最もおきらいでありますところの共産党が、ひとりではびこつて参るのは申すまで

もないことであります。

政府は、勤労庶民階級をまつたく無視した政策をとりながらも、国民大衆に向ひましては、講和が結ばれました今日におきまして、なお――の名におきまして、都合の悪いことはすべて責任回避の立場をとつておるのであります。まつたく無責任きわまる政府といわなければならぬのであります。こういうような、国民の、ことに庶民生活の実態をわきまえない、しかも欺瞞的な政府でありますがゆえに、下これにならうたえにたがわず、公務員が腐敗墮落しておりまゝの論をまたないところであります。予備隊、海上保安庁、特調、あるいはまた学校給食にからまゝとするところの公務員の汚職事件というものは、次から次へと頻繁に起つて参ります。

○議長(林達治君) 時間が経過いたしましたから、結論をお急ぎ願ひます。

○福田昌子君(統) このような状態にありますとも、今日の政府におきましては、この公務員を糾弾いたしますところの資格もなければ、またやり得る力もないのであります。まつたくかわいそうなのは国民といわなければなりません。

私は、ここに政府の良心に訴えまして、善良なる国民が一日の猶予もできなくなつて渴望しておられるところの社会保障制度の促進を要望いたし、政府の偽らざる良心的な御答弁をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍伍君登壇〕

○国務大臣(橋本龍伍君) 福田議員の御質問に答弁を申し上げます。

政府は、社会保障制度審議会の勧告の線に沿ひまして、その実現に努力をいたしておりますのであります。今日日本の社会保障制度は、御承知の通り健康保険法、国民健康保険法、生活保護法、政府職員の共済組合法、社会福祉事業法、また身体障害者福祉法、児童福祉法といったような体系をとつておりまして、大体の仕組みは、イギリスでとつて六つの体系と同じような行き方でありまして、今、社会保障制度の確立という言葉を述べましたが、確立というのは程度の問題であらうと思ひます。日本が今日の財政状態におきましてとつておりますところの社会保障の諸制度は相当充実したものであり、今後ますますこれを強化いたして参りたいと考えております。少くとも社会党内閣のやつておつたときに比べまして格段の進歩を示しておりますことは、国民のよく知つておられるところであり、(拍手)

昨年の勧告がありましてから、社会保障の強化につきましても、結構対策の推進につきましても、社会福祉事業法の整備につきましても、財政事情の許す限り努力をいたして参つたのであります。社会保障制度審議会は各界の有識者で組織せられておつて、きわめて有益な御意見を出されております

るので、今後とも社会保障制度の整備充実につきまして活発な活動を望んでおるところであります。

先般、第二回の勧告を受けました。福田議員も御承知の通り、この第二次勧告案の内容は、いろいろなこまかい問題を含んでおりますが、ほとんど全部今日厚生省が実現に着手し、かつ努力しつつあるものでありまして、はつきり反対の意見を持つておりますものは、あの勧告の中でごくわずかな部分でございます。

二十七年年度の予算につきましては今日編成中であり、厚生省としては所要の経費を要求いたしておるところでありまして、内容を申し上げる段階になつておりません。(拍手)

〔政府委員西川甚五郎君登壇〕

○政府委員(西川甚五郎君) 社会保障制度審議会の勧告案によりまして、財政一般の関係を勘案いたしまして、関係各省と十分なる連絡の上、社会保障制度の前進に努力いたしたいと存じます。ただ先ほど社会保障制度を慈善事業と池田大蔵大臣が考へておられるといううな言葉でありまして、私一緒に仕事をしておりまして、決してそのような考へでなく、この社会保障制度とは懸命に取組んでおられるということを申し上げておきます。(拍手)

○福永健司君 日程第一は延期されんことを望みます。

○議長(林譲治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

明二十八日は午後一時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席国務大臣

厚生大臣 橋本 龍伍君

農林大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

朗読を省略した報告

一、昨二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

博物館法

漁港法の一部を改正する法律

外務省設置法

関稅法等の一部を改正する法律

輸出信用保險法の一部を改正する法律

律

中小企業信用保險法の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

文化財保護法の一部を改正する法律

一、去る二十四日、内閣総理大臣から運輸審議会委員に三村令二郎君を任命した。この運輸審議会委員第九條の規定により本院の同意を得た旨の要請書を受領した。

一、昨二十六日本院は運輸審議会委員に三村令二郎君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、昨二十六日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

三

大阪府第一区 選出議員

四三七 田中 堯平君

四四三 中西伊之助君

一、昨二十六日通商産業委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中村 幸八君(理事中村幸八君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 前田榮之助君

建設委員 佐竹 新市君

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 松澤 兼人君

外務委員 西村 榮一君

大蔵委員 松尾トシ子君

通商産業委員 加藤 謙造君

一、去る二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

水産委員 佐竹 新市君

建設委員 前田榮之助君

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 松尾トシ子君

外務委員 加藤 謙造君

大蔵委員 松澤 兼人君

通商産業委員 西村 榮一君

一、昨二十六日議員から提出した議案は次の通りである。

企業合理化促進法案(小金義昭君外三十四名提出)

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十四名提出)

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

裁判所職員臨時措置法案

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

裁判所職員臨時措置法案(内閣提出第四一五号)(参議院送付)

文化財保護法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三五号)

文部委員会 付託

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外三十四名提出、衆法第八号)

水産委員会 付託

企業合理化促進法案(小金義昭君外三十四名提出、衆法第七号)

通商産業委員会 付託

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)

郵政委員会 付託

一、去る二十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

無着農家解消に関する決議案

小笠原八十美君外二十二名

一、昨二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

物品税法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

企業合理化促進法案(小金義昭君外三十四名提出)

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十四名提出)

一、昨二十六日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

昭和二十六年十一月二十七日 衆議院會議録第二十号 議長の報告

文化財保護法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

博物館法案

漁港法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

外務省設置法案

関税法等の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日提出した緊急質問は次の通りである。

社会保険の危機に関する緊急質問

(岡良一君提出)

衆議院會議録第十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

三三二 網起 網紀

三三三 必要 必然

三三八 行政査察 行政監察

三三九 改綱 政綱

三三〇 行政査察 行政監察

三三一 私たちに 私たちは

三三二 基準となる 基準とする

三三三 利子債権 利子債権

三三四 者に代り 者に代り、

三三五 開かれまし 開かれまし

三三六 制度と 制度を

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十 円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段(四三)一五五
印刷 官報課